

相馬
ゆうこの

南千住レポート



まちづくり・
くらしの情報を
届けます

区議団控え室 荒川区荒川2-2-3区役所内5階 ☎3802-4627

FAX:3806-9246/メール:arajcp@tcn-catv.ne.jp

相馬ゆうこ事務所 荒川区南千住5-1-6・2階

☎・FAX:3807-4192

jcp-arakawakugidan.jp/
ツイッター@m1010_yuko
araken-nan.jugem.jp

三河島駅前開発 いま必要なまちづくりは!?

「三河島駅前北地区」再開発が来年2023年度に着工予定です。しかし、コロナ禍による商業・業務施設の停滞、資材・物価の高騰の影響のなか、都市集中型の大規模再開発でいいのか、見直しが求められています。



住宅760戸と業務・商業にアリーナ 計画は、三河島駅北側1.5畓の用地に、地下1階～地上43階（高さ約160m）の超高層複合ビルを建設。1～3階は商業・業務、4～43階は住宅約760戸（うちシニア住宅150戸）。別棟に、公共施設として多目的アリーナを設置予定です。総事業費は約400億円、うち128億が国や都の補助金（＝税金）です。

協力事業者は三井不動産レジデンシャル、野村不動産、三菱地所レジデンスJV。

最大地権者は荒川区 計画用地の約1/4は、旧真土小跡地（現・思い出ひろば）3,500㎡の区有地です。この用地を権利変換しさらに7億円を支出して、公共施設として多目的アリーナをつくります。アリーナの規模はスポーツセンターの小体育室程度になりますが、区民生活や地元要望に
は荒川区 地です。この用地を権利変換しさらに7億円を支出して、公共施設として多目的アリーナをつくります。アリーナの規模はスポーツセンターの小体育室程度になりますが、区民生活や地元要望に
 応えるものか、改めて問われます。

検討をもとめたい。

タワーマンション 三河島駅前には、
三河島駅に2棟 2014年南地区再
開発で飲食店・保育園等と327戸のタ

旧真土小跡地
（現・思い出ひろば）

面積：3,527.27㎡

資産価値：約13億円

権利変換+
7億円支出で
アリーナに

多目的アリーナを新設

アリーナのみ：約1,220㎡
（総床面積：約3,200㎡）

取得費用：約20億円

ワーマンション（アトラスブランズタワー）の複合ビルが完成。北地区が完成すると、南・北合わせて住宅約1,100戸の大規模再開発です。西日暮里駅前でも1,000戸のタワーマンション建設が予定され、さらに周辺で100戸程度のマン
 ション建設も続き、区の児童増対策も問われます。

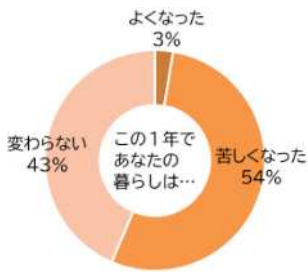


一方で周辺の自営業者からは「再開発が止まったままでは死活問題」との声もあり、区民の生活向上となるよう計画を見直しながら、地震に強く住み続けられるまちづくりのあり方の再検討が求められます。みなさんのご意見お寄せください。

区民アンケート～「暮らし苦しくなった54%」

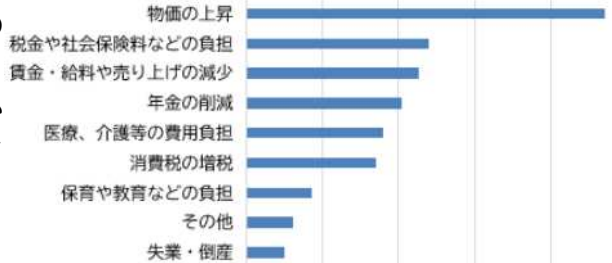
現在、共産党区議団の第30回区民アンケートを実施中です。集計中ですが、みなさんの回答から暮らしの大変さが示されています。

「この1年でくらしがどう変わったか」では、半数以上の方が「苦しくなった」と回答。「変わらない」は4割、「良くなった」は3%。



「苦しくなった原因」は「物価の上昇」がダントツの第1位、幅広い方々に影響が出ています。「税金や社会保険の負担増」「賃金等の減少」なども深刻です。

「苦しくなった」原因は…



交付金4.3億円は 区民のくらしに

政府は「コロナ禍の原油価格・物価高騰対策」として、自治体への「地方創生臨時交付金」を拡充すると決定。荒川区へは、

新たに最大4.3億円が交付される見込みです。

2020年以降、荒川区への「臨時交付金」は約17.5億円。区は医療従事者への特別手当（7.8億）、各施設への物資配布（2.2億）、子育て世帯にクオカード（2.3億）、特別定額給付金の拡大（1.4億）、区内

事業者への融資（1.5億）など実施しました。区民アンケートによせられたご意見を活かし、区民のくらしに有効活用するよう、共産党区議団からも要望をあげていきます。

抜本的な 対策を

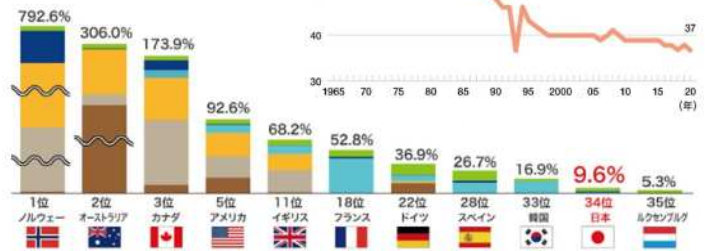
政府の対策は具体的に示されないまま、

予備費を使い残しながら補正予算は増額。選挙対策かとの指摘も出ています。抜本的な対策に、消費税減税で暮らし応援と食糧・エネルギーの国内自給率を高める政策転換をもとめたい。

これまでの荒川区への交付額

2020年 12億5945万3千円
2021年 4億9657万8千円

2022年 約4億3000万円を予定



〈法律・生活相談〉

6月の定例法律相談日は 9日(木)です

ご要望やご相談などは随時ご連絡ください。事務所での定例法律相談は、毎月第二木曜午後6時からですが、平日の午後に法律事務所（北千住）でも可能です。

お名前、電話番号等を下記の留守番電話に録音して下さい。

相馬 ゆうこ事務所 南千住5-1-6-2階 ☎3807-4192

食材値上げで給食も大変… 学校・保育園・介護施設など支援を

物価高騰で、毎日の食費も大変です。同時に、小中学校の給食費への影響も心配されています。23区中では新宿・葛飾・墨田・杉並・中央の5区で、4月から給食費の引き上げを実施。荒川区は現時点では「値上げしない」とのことですが、食材費高騰の影響を受けています。栄養教諭からは…

	負担	保護者負担 (小学校高学年1か月あたり)
新宿区	自治体	変わらず
葛飾区	自治体	変わらず
墨田区	保護者	40円増
杉並区	保護者	62円増
中央区	自治体・保護者	135円増

NHKより



値上げの中で、子どもたちの栄養バランスを保ちながら費用も抑えなければいけないと、対応に苦慮している

目に見えて上がっているのは油と小麦。揚げ物は週1回から月2・3回に減らします

事業者からは今後、パンとめん類の値上げを伝えられている。今後は生めんより安い乾めんの使用回数を増やすことを検討



バランスの良い食事提供のために 「家庭で、ひな祭りや端午の節句などの行事に合わせた伝統的な食事を食べたりしていない子どもたちもいるので、給食でそう



いった経験もさせてあげたいと思っている。給食は栄養をとるだけのものではなく、学校の教材のひとつでもあるということも知ってもらいたい」との声も。給食は食育も担っていることを考え、自治体間で差が出ないよう

国の支援が必要です。区に対しても、学校間で差が出ないように対応をもとめます。あわせて、保育園や介護施設などでもバランスの良い食事提供のための支援を。

シルバー人材センター～インボイス制度で消費税負担

来年10月開始予定のインボイス制度で、シルバー人材センターの消費税負担が全国で200億円、1センターあたり約1500万円と想定されています。18日の衆院厚生委員会の質疑で共産党・宮本議員が「シルバー人材センターを適用除外とするか、追加的な財政支援を行うこと」を政府に求めました。



後藤厚労相は「税法上の特例は難しい。どのような支援が可能か検討したい」と答弁。荒川区として、シルバー人材センターへ国の支援実施を求めるよう、



共産党区議団も引き続き区へ働きかけていきます。フリーランスの方も死活問題、インボイス制度の中止そのものも引き続きもとめたい。

「免税事業者」は適格請求書発行事業者登録ができません。そのためインボイスを交付できず、取引先の課税事業者は支払った消費税の仕入税額控除を受けられません。免税事業者は課税事業者から取引を断られる可能性があり、課税業者になるか選択をせまられます。



「荒川に接していないのに何故？荒川区」

メール頂きました…「ふと思ったのですが、荒川区には『荒川』は流れていないにも関わらず、なぜ『荒川区』なのでしょう。荒川氾濫の危険が高い区というイメージが独り歩きしているような気がします。『あらかわ区』などひらがなにしたり、もっとイメージの良い名前が良い気がします…」ご意見ありがとうございます。

荒川区は、北豊島郡南千住町・三河島町・尾久町・日暮里町の4町で東京市に発足
岩淵水門下流は
隅田川と荒川(放水路)に



(1932年)。名前の由来はやはり北東部を流れる荒川のようにです。現在は隅田川ですが、頻繁に氾濫・洪水を繰り返してきた「荒れる川」荒川の水勢を弱めるため、流れを分けて、1924年(大正13年)荒川(旧荒川放水路)と隅田川(旧荒川)に分岐しました。

江戸時代には、鬼平犯科帳にもでてきますが、千住大橋より下流を隅田川、浅草付近では浅草川、宮戸川、両国付近では両国川、さらに下流は大川と呼んでいたようです。



上空からみても、荒川区は曲がりくねった隅田川(荒川)にそって位置しています。自然災害からどう暮らしを守るか、地形や歴史を見つめて備えることも大事かもしれません。

現在は、超高層住宅が立ち並んでいますが、再開発以前はこんな状況でした。隅田川駅や紡績工場跡地などが見え、白鬚橋と千住大橋は見えますが、水神橋、千住汐入橋などはまだありません。



1200年を超える石浜・スサノオ神社、川越等と結ばれた水運、千住製絨所などの産業など歴史を重ねてきた南千住でこれからも住みやすいまちづくりを。

ご意見・ご質問頂きました ○「記憶にない債権取り立ての通知が来ました。どうしたらいいでしょうか」とご相談いただきました。これは、無差別に通知などを送って言葉巧みに振込ませる詐欺かと思ひ。連絡しない方がよいと思ったのですが、実際の「通知」をみると弁護士事務所が発送しており、必ずしも詐欺ではなさそう。そこで、ご家族で相談していただいたところ、お子さんが一時Wi-Fi契約を結んでいて、未払いになっていたと判明。同種の相談がよくありますが、こういうケースもあると勉強になりました。弁護士の定例相談も行っています。お気軽にご相談ください。

